

名古屋市告示第97号

名古屋都市計画道路事業の事業計画の変更認可に伴う関係図書の 縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように名古屋都市計画道路事業の事業計画の変更認可に伴う関係図書を公衆の縦覧に供します。

令和 8年 3月13日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 縦覧場所、縦覧に供する図書の内容及び事業施行期間

縦 覧 場 所	縦覧に供する図書の内容	事業施行期間
名古屋市中区金山二丁目15番16号 名古屋市緑都市整備事務所	名古屋都市計画道路事業 3・5・38号名古屋港線	平成11年 6月15日から 令和12年 3月31日まで

2 縦覧期間

令和 8年 3月13日から令和12年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

3 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課